

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所非常勤職員給与規程

平成29年4月1日

規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所非常勤職員就業規則（平成29年地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所規程第8号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第49条の規定に基づき、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「法人」という。）の非常勤職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（令元規程2・一部改正）

(給与の種類)

第2条 非常勤職員の給与は、給料及び諸手当とする。

2 給料は、月額給、日額給又は時間給とする。

3 諸手当は通勤に係る費用弁償、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当とする。

（令元規程15・一部改正）

(給与の支払)

第3条 給与は、その全額を通貨で直接非常勤職員に支払うものとする。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

2 前項前段の規定にかかわらず、労使協定に基づき、非常勤職員が希望する場合にあっては、その指定する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって給与を支払うことができる。

(給与の支給方法)

第4条 給与の支給方法は、次の各号に掲げる給与の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

一 日額又は時間額による給与 月の初日からその月の末日までの間における勤務日数又は勤務時間数により計算した額を翌月10日までに支給する。ただし、理事長が必要と認める場合は、勤務1日ごとに計算した額をその都度支給することができる。

二 月額給の給与 常勤の職員に対する給与の支給方法の例による。

2 業務のための旅行に係る費用弁償の支給方法は、常勤の職員に対する旅費の支給方法の例による。

(給料)

第5条 非常勤職員の給料の支給単位及び額は、次のとおりとし、[別表第1](#)に定める非常勤職員の区分及びその職務内容に応じ、理事長が[毎年度個別に定める](#)ものとする。

支給単位	給料の額
時間額	1時間につき5,200円を超えない範囲で定める額
日額	1日につき19,000円を超えない範囲で定める額
月額	1月につき360,000円を超えない範囲内で定める額

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が定める特別の職務にある者については、日額とするものにあつては25,600円、月額とするものにあつては640,000円を超えない範囲内で定めることができる。
- 3 非常勤職員の経歴、職務の特性等により、前項の規定により難い特別の事情がある場合には、理事長は、給料の額を個別に決定することができる。
- 4 第1項の給料の額には、通勤に係る費用弁償として必要な額を加算することができる。ただし、理事長が別に定めるものを除き、通勤に係る費用弁償は、原則として、1月につき50,000円、1日につき3,330円を超えることはできない。

(給料の日割計算)

第6条 月額で給料を定められている非常勤職員が、月の途中で採用され、又は退職した場合の給料は、当該月の1日から末日まで勤務した場合に支給される給料（以下「給料月額」という。）に、月の途中で採用された場合にあつては、その採用の日から当該月の末日までの間の、月の途中で退職した場合にあつては、当該月の1日からその退職の日までの間の要勤務日数を乗じ、当該月の要勤務日数で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、月額で給料を定められている非常勤職員が、死亡により月の途中で退職した場合においては、当該月の1日から末日まで勤務した場合に支給される額を支給する。

(勤務1時間当たりの給料)

第7条 勤務1時間当たりの給料は、次の各号に掲げる給料の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 月額の給料 給料の月額に12を乗じ、その額を当該非常勤職員の1週間当たりの勤務時間に52を乗じた額で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入した額）とする。
- 二 日額の給料 給料の日額を当該非常勤職員の1日当たりの勤務時間で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入した額）とする。

(給料の減額)

第8条 月額で給料を定められている非常勤職員が、年次有給休暇又は有給の特別休暇が与えられた場合を除くほか、正規の勤務時間中に勤務しないとき（以下「欠勤」という。）は、その勤務しない1時間につき、前条第1号に規定する勤務1時間当たりの給料を減額する。ただし、

その月の勤務すべきすべての時間が欠勤であったとき又は給料から減額すべき額がその月の給料を超え、若しくはその月の給料と同じ額であるときは、その欠勤があった月に対するすべての給料を減額する。

- 2 日額で給料を定められている非常勤職員が欠勤したときは、その勤務しない1時間につき、前条第2号に規定する勤務1時間当たりの給料を減額する。
- 3 給料の減額の対象となる時間数は、その月の勤務しなかった時間数の合計とし、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 前項の規定により減額すべき給料は、その月の翌月に支給する給料から差し引くものとする。

(通勤に係る費用弁償)

第9条 通勤に係る費用弁償の支給の対象者は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員給与規程（平成29年規程第10号。以降「職員給与規程」という。）第16条第一項の規定に準ずるものとする。

- 2 通勤に係る費用弁償の支給基礎額は、次の各号のいずれかによるものとする。
 - 一 六月の通勤定期券による運賃の額
 - 二 三月の通勤定期券による運賃の額
 - 三 一月の通勤定期券による運賃の額
 - 四 一日の普通乗車券による運賃の額
 - 五 交通用具を使用する場合にあっては、別表第五上欄に掲げる交通用具を使用する距離に応じ、それぞれ同表の中欄又は下欄に定める額
- 3 複数の交通機関を経由して通勤する場合の通勤に係る費用弁償の支給基礎額は、交通機関ごとに決定する。
- 4 通勤に係る費用弁償の額は、第二項各号に掲げる額を基礎として、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額によるものとする。
- 5 前項の場合において、非常勤職員の通勤に係る費用弁償の額（第二項第五号に掲げる額に係るものを除く。）は、当該非常勤職員の任用期間を勘案して、六月、三月、一月（以下これらを「定期券等期間」という。）又は一日のうち期間の長いものから、それぞれの期間に係る額を合算した額とする。

（令元規程15・一部改正）

(通勤に係る費用弁償の減額)

第10条 前条第二項第一号から第三号までに掲げる額を基礎として通勤に係る費用弁償を支給した非常勤職員が欠勤、休暇（非常勤職員就業規則第二十五条に規定する年次休暇及び二十六条に規定する特別休暇に限る。）又は出張により通勤しない日があった場合において、一日の普通乗車券による運賃の額に当該非常勤職員が定期券期間内の期間中に通勤した日数を乗じて

得た額が前条第四項に定める額に満たないときは、その差額を減額する。ただし、当該非常勤職員が定期券期間内の期間に係る通勤定期券を購入した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する非常勤職員が任用期間中に退職した場合は、公共交通事業者等（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第二号に規定する公共交通事業者等をいう。）の定める方法により定期券期間内の期間に係る通勤定期券による運賃の一部が払い戻される額に相当する額を減額する。
- 3 前二項の規定により減額すべき費用弁償の額は、その月の翌月以後に支給する報酬又は費用弁償から差し引くものとする。

（通勤に係る費用弁償の事後の確認）

第11条 理事長は、現に通勤に係る費用弁償が支給されている非常勤職員について、その者が第二十二条第一項の対象者たる要件を具備するかどうか及び通勤に係る費用弁償が適正であるかどうかを当該非常勤職員に通勤定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する方法により、随時、確認するものとする。

（昇給等）

第12条 昇給は行わない。

（令元規程15・一部改正）

（期末手当）

第13条 期末手当は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所期末手当及び勤勉手当規程（平成29年規程第12号。以下「期末勤勉手当規程」という。）第2条規定する基準日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する非常勤職員のうち、基準日の属する年の4月1日から基準日までに非常勤職員として採用され、その雇用期間が6か月以上である非常勤職員に対して、それぞれ期末勤勉手当規程第2条第1項に規定する支給日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは非常勤職員就業規則第40条第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の67.5を乗じて得た額とする。
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日前六箇月において非常勤職員として雇用された期間の勤務について支給された賃金の額合計額を6で除した額とする
- 4 同条第1項で定める雇用期間には、基準日の属する年の4月1日から基準日までの間に職員給与規程の適用を受ける職員の期間を加算する。

（令元規程15・追加、令和3規程5・一部改正、令和3規程6・一部改正）

（期末手当の不支給及び支給一時差し止め）

第14条 期末勤勉手当規程第3条及び第4条の規定は、非常勤職員について準用する。

（令元規程15・追加）

(勤勉手当)

第15条 勤勉手当は支給しない。

(令元規程15・追加)

(時間外勤務手当)

第16条 職員給与規程を準用する。

(令元規程15・追加)

(休日勤務手当)

第17条 職員給与規程を準用する。

(令元規程15・追加)

(補則)

第18条 この規程に定めのない事項については、法人が別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(特殊勤務手当の特例)

2 第2条第3項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)がその効力を有する間に限り、特殊勤務手当として防疫等作業手当を支給する。

(令2規程2・追加)

3 前項に定める防疫等作業手当の支給については、職員給与規程附則第11項から第13項までの規定に準ずるものとする。

(令2規程2・追加)

附 則(令和元年規程第2号・一部改正)

この規程は、令和元年7月17日から施行する。

附 則(令和元年規程第15号・一部改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年規程 2 号・一部改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は令和 2 年 7 月 31 日から施行する。
- 2 改正後の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所非常勤職員給与規程附則第 2 項及び第 3 項の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年規程 5 号・一部改正）

（施行期日等）

この規程は令和 3 年 1 月 29 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程 6 号・一部改正）

（施行期日等）

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（[第 5 条](#)関係）

区 分	名 称	職 務
1	非常勤嘱託員	特殊な技能又は専門的知識等を必要とする事務又は技術に関する業務に従事するために雇用される者
2	非常勤作業員	定例的で、かつ、反復して行われる業務等に従事するために雇用される者